国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

<table>
<tr><td rowspan="2">事務・事業名</td><td rowspan="2">児童のための集団施設の設置、運営附帯業務</td><td>担当部局･担当課室</td><td>子ども家庭局子育て支援課</td></tr>
<tr><td>評価実施時期</td><td>令和４年３月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">根拠法令等</td><td rowspan="2">こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（法律第九十一号）第１条</td><td>類型</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>指定等の形態</td><td>指定</td></tr>
<tr><td>事務・事業の概要</td><td colspan="3">○事務・事業の創設時の趣旨
こどもの国は、皇太子殿下（現在の上皇陛下）のご成婚を記念する事業の一つとして、昭和 35 年度の中央児童福祉審議会の答申に基づき、国が、児童健全育成のための中央施設として建設し、昭和 40 年度に開園した児童厚生施設である。
また、社会福祉法人こどもの国協会は、当該施設を経営するための法人として設立されたものである。
※昭和 56 年４月に、特殊法人こどもの国協会より事業を承継。

○事務・事業の内容
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定する児童厚生施設を経営する事業のうち、次に掲げるものを専ら行い、もって心身ともに健やかな児童の育成に寄与することを目的とする。
(1)児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。
(2) (1)に規定する集団施設の設置及び運営に附帯する事業</td></tr>
<tr><td>事務・事業の目的</td><td colspan="3">こどもの国を設置・ 経営することにより、心身ともに健やかな児童の育成に寄与することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>関連する政策目標等</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>法人の指定等の状況</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答</td><td colspan="3">特になし</td></tr>
<tr><td>料金等・積算根拠</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>事務・事業の実績等</td><td colspan="3">○実績（令和３年度）
○年間入園者数（令和３年度実績）：764,361人（前年度比＋222,991人）
○事業収入（令和３年度実績）：729,168千円</td></tr>
</table>

	（内訳）入園料収入 296,895千円 利用料収入 362,092千円 販売収入 58,199千円 雑収入 11,982千円
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和３年度予算）： 児童育成事業費補助金 700,499 千円 内容： 社会福祉法人こどもの国に対するプール・スケート場の改修及び園内施設の環境整備工事に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	●「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年８月 15 日閣議決定）に基づき、事務・事業の定期的検証を行っているところである。これまでに行った見直しとしては、 指定・登録等の基準、指定・登録等を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。
事務・事業の必要性・有効性等	●事務・事業の必要性 こどもの国は、昭和 40 年の開園以来、子どもたちに緑と太陽、きれいな空気に満ちた広大な遊びの場を与え、子どもの能力と体力の開発、健康の増進、情操を豊かにすることに資する形で運営がなされており、実施の必要性は高い。 ●事務・事業の妥当性 児童厚生施設であるこどもの国の運営に当たっては、低廉な入園料での利用が可能である。また、コロナ禍により入園者数が一時減少したものの、個人の入園者数を中心に回復傾向にある。 ●事務・事業の有効性 上記のとおり、こどもの国については、事業の必要性が認められることから、有効な事業である。
事務・事業の執行体制の妥当性等	○指定等を行う妥当性 こどもの国の設置・経営は、開園当初は特殊法人こどもの国協会が実施していたが、施設設置の経緯や、安定的な運営体制の確保、さらにはこどもの国の経営が社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第３項第２号に基づく「児童厚生施設を経営する事業」に該当すること等を踏まえて、設置・経営主体としては社会福祉法人が適当であるとの判断に基づき、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律により、社会福祉法人であるこどもの国協会が指定を受けているところであり、妥当である。 ○事務・事業実施主体の適格性 ●指定等の基準の妥当性・実施主体としての指定等法人の適格性 こどもの国協会の指定は、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律に基づきなされており、基準として妥当である。
政策効果の把握の手法及びその結果	指定等法人に対する聞き取り調査等により把握
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	指定法人であるこどもの国協会が実施する、こどもの国の設置・経営は、事業内容、事業の必要性・有効性、事業の執行体制等のいずれの観点からも適切である。 なお、今後も「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」に基づき、事務・事業の定期的な検証を行っていくこととする。
備考	

別紙

合計１法人

・社会福祉法人１法人

法人名	指定等の時期	連絡先（ＴＥＬ）	料金等・積算根拠
社会福祉法人（１法人）			
こどもの国協会	昭和56年３月23日	045-961-2111	特になし